

ウォーターPPPの導入支援

ウォーターPPP導入の意義とNJSの取組方針

令和5年6月のPPP/PFI推進アクションプラン(令和5年度改訂版)において公表されたウォーターPPPは、長期契約による事業の担い手確保、維持管理と更新の一体的なマネジメントによる事業最適化、水道・工業用水道・下水道及び関連インフラの一体的運営による効率化等により、上下水道事業の持続可能性の確保に向けて、組織体制を補完し、経営改善を図るために求められている取組の1つです。

NJSは、アドバイザー・プレイヤー双方での業務経験で培った強みを生かし、ウォーターPPPの導入支援に取り組みます。

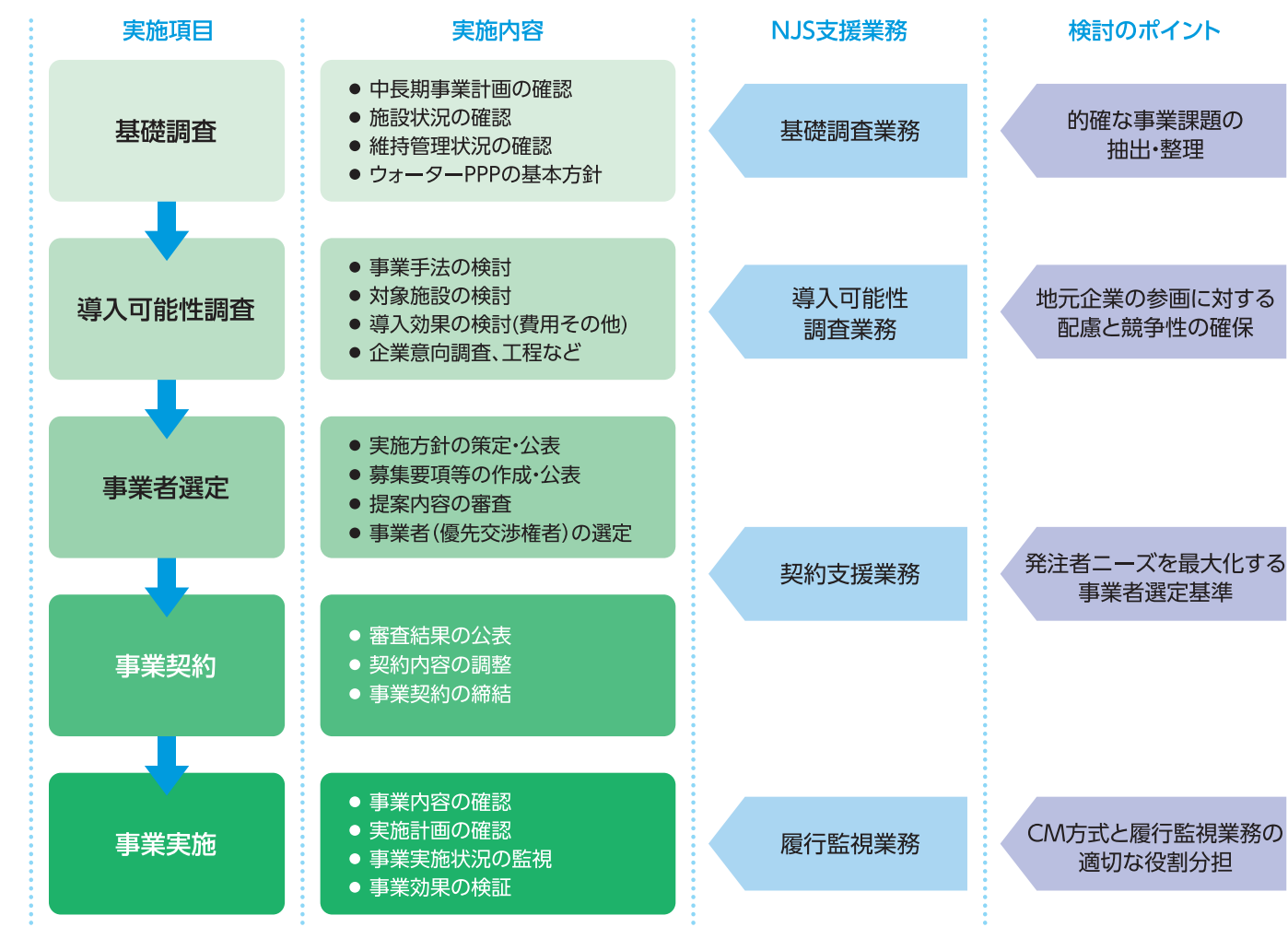
アドバイザー側

官民連携事業の案件形成、導入支援に係る豊富な実績

プレイヤー側

高知県須崎市のコンセッションを始めとするプレイヤー側の業務経験

管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)実施フロー



ウォーターPPPの4要件の考え方

レベル3.5の要件

1. 長期契約(原則10年)

契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組易さ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする

留意事項

- 10年間の人口減少を考慮した水量予測に基づくユーティリティ使用量の見通しを設定
- 水量予測から乖離した場合のユーティリティ費の変更スキームの構築
- 物価変動が生じた場合の公平性の高い契約変更スキームの構築

レベル3.5の要件

2. 性能発注

性能発注を原則とするが、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能

仕様規定(管路包括)	要求水準(例示)
● 定期点検数量(箇所数、回/年) ● 定期清掃数量(km/年) ● SM計画に基づく計画的な点検・調査、改築・修繕の数量(箇所/年、km/年)	● 道路陥没箇所数(箇所/km/年) ● 管路詰まり事故発生件数(件/km/年) ● 応急措置実施数(件/年) ● 苦情受付から現場までの到着時間(●時間以内) ● 想定数量に基づく点検調査、事業費予測金額内での改築計画の見直しと改築工事の実施

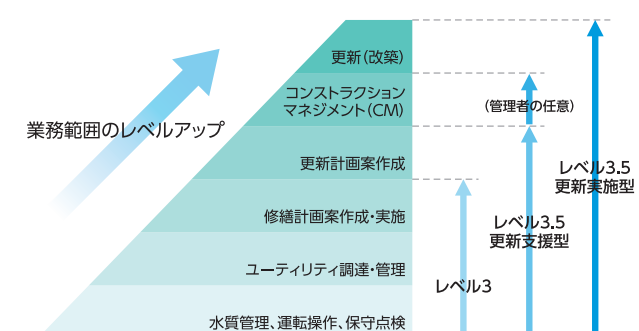
留意事項

- 段階的に性能発注に移行する場合、移行後の要求事項や目標値の決め方等の手続きを公告段階で契約書や要求水準書に規定することが必要

レベル3.5の要件

3. 維持管理と更新の一体マネジメント

維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と更新計画案の策定やCMにより地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする



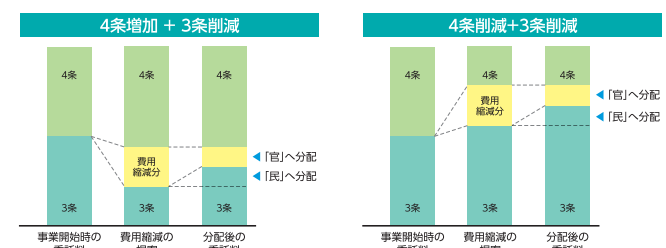
留意事項

- CMや更新(改築)を事業範囲に含めることについては管理者の任意事項のため、導入後の業務実施体制を踏まえその採否を判断
- 点検・調査結果等、維持管理上の気づきを的確に更新計画案の作成に反映するための業務フローを定め、要求水準書に規定

レベル3.5の要件

4. プロフィットシェア

事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、プロフィットシェアの仕組みを導入すること



留意事項

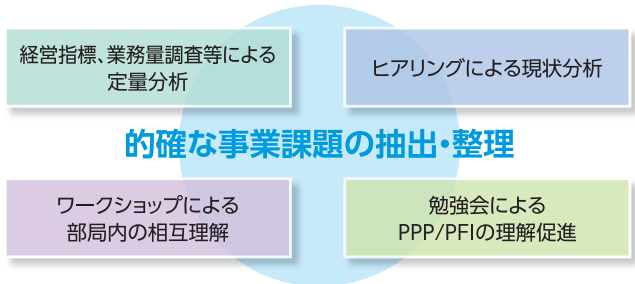
- 事業者選定時の提案によるライフサイクルコスト削減はプロフィットシェアの対象外(要求水準等の改定が必要)
- 国交省ガイドラインでは、金銭で官側に還元するだけでなく、企業による地域活性化等の取組に充てる考え方もあるのではとされている
- 須崎市コンセッション事業において、防災備蓄品の寄付により地域貢献を実施



ウォーターPPPの導入支援

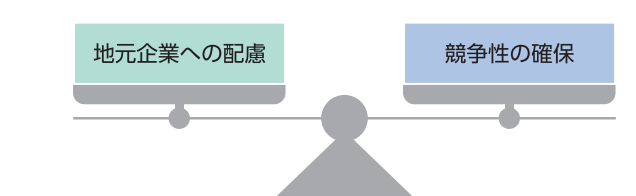
的確な事業課題の抽出・整理

- 客観的・主観的情報による多角的な分析を通じて、的確に事業課題を抽出・整理
- 事業課題を踏まえウォーターPPPの基本方針を作成



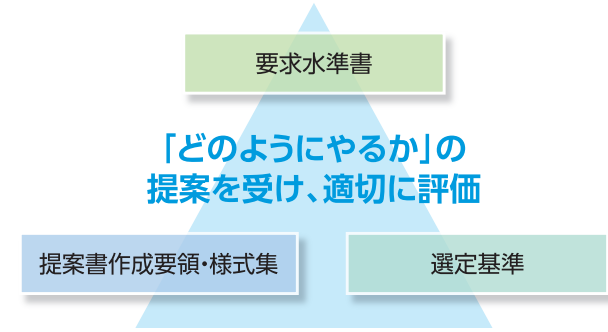
地元企業の参画に対する配慮と競争性の確保

- 持続可能性のある事業運営には、地元企業の参画が重要
- 地元企業の参画意欲を高めるため、ウォーターPPPに対する十分な理解に努めることが重要
- 一方、公共事業としての公平性の観点から、競争性が確保される事業スキームとすることにも留意



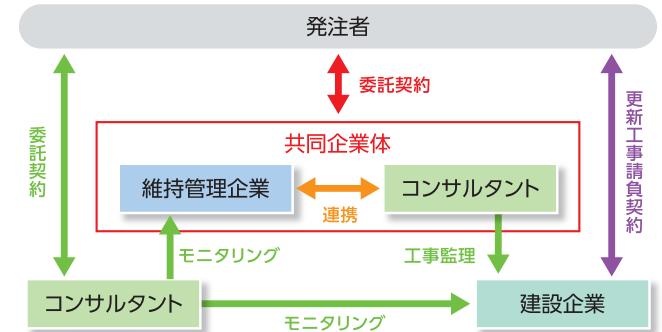
発注者ニーズを最大化する事業者選定基準

- 発注者がウォーターPPPの事業者期待したい事項（ニーズ）を最大化するためには、事業者選定基準の設定がポイント
- 要求水準書において業務目標等の要求事項を規定した上で、応募者より「どのようにやるか」の提案を受け、それを的確に評価できる選定基準を設定



CM方式と履行監視業務の適切な役割分担

- 管理・更新一体マネジメント方式では、CM方式（ピュア型）により更新工事に係る設計監理・工事監理を業務範囲に含めることが可能
- CM方式として業務範囲に含める他、第3者モニタリングとして配置して設計監理・工事監理や維持管理のモニタリングを実施することも可能



NJSのウォーターPPP導入支援体制



従来型の仕様委託・包括的民間委託とウォーターPPPの比較

従来型の仕様委託・包括的民間委託とウォーターPPPについて、一般的な事業範囲・事業条件を比較すると以下のとおりとなります。
ウォーターPPPの内、管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）は、1.長期契約（原則10年）、2.性能発注、3.維持管理と更新の一体マネジメント、4.プロフィットシェアの4要件を満たす必要があります。

- I レベル4と3.5の比較**
 - 長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視される点は共通・類似
 - 公共施設等運営権設定と利用料金直接収受の有無が異なり、また、事業期間の自由度はレベル4の方が高い
- II レベル3.5と1-3の比較**
 - 事業期間の長短、性能発注の程度が異なる
 - また、修繕や更新（改築）に関する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる

事業範囲・事業条件		従来型仕様委託	従来型・包括的民間委託				ウォーターPPP		
			レベル1	レベル2	レベル2.5	レベル3	レベル3.5 (更新支援)	レベル3.5 (更新実施)	レベル4 (コンセッション)
維持管理	運転操作、保守点検、水質管理等	○ (仕様)	○	○	○	○	○	○	○
	ユーティリティ調達・管理	—	—	○	○	○	○	○	○
	突発的修繕実施	—	—	—	○	○	○	○	○
	計画修繕実施	—	—	—	—	○	○	○	○
改築更新	更新計画案作成	—	—	—	—	—	○	○	○
	コンストラクションマネジメント(CM)	—	—	—	—	—	任意	—	—
	更新工事	—	—	—	—	—	—	○	○
事業運営	経営、企画調整	—	—	—	—	—	—	—	○
	運営権(抵当権設定)	—	—	—	—	—	—	—	○
	使用料・料金(利用料金)収受	— (自治体が収受)	— (自治体が収受)	—	—	—	—	— (自治体が収受)	○ 運営権者が利用料金を収受(自治体が発行料金を収受)
ウォーターPPPの要件	事業期間(長期契約)	— (単年が多い)	— (3～5年の事例が多い)				— 原則10年		○ (10～20年の事例がある)
	性能発注	— (仕様規定)	○ (仕様規定もあり)	○ (仕様規定もあり)	○ (仕様規定もあり)	○ (仕様規定もあり)	○	○	○
	維持管理・更新一体	—	—	—	—	—	○	○	○ (管理のみ事例あり)
	プロフィットシェア	—	—	任意	任意	任意	○	○	—